

大地震への備えに必要な費用を補助します

契約後に補助金を申請することはできません。契約する前に必ず建築指導課 ☎421-6774 へお問い合わせください

木造住宅の耐震診断や耐震改修工事などの費用の一部を補助します

市では、地震に対する住宅の耐震性の向上を図るために、木造住宅の耐震診断や耐震改修工事などにかかる費用の一部の補助を行っています。また、マンションの耐震診断についても補助を行っています。各補助制度の概要は右の項目をご確認ください。

無料耐震診断・建築相談会

(一社)千葉県建築士会八千代支部の協力で、耐震診断・建築相談会を開催しています。今住んでいる木造住宅が、どのくらい地震に強いのか、図面を基に診断します。地震に弱いと診断された建物には、どのような補強が必要かなどアドバイスもします。建築相談会では、耐震以外でも住宅全般に関して、困っていることがあれば、建築士がお応えします。

- 住宅の経年劣化の状況が気になっている
- 修繕や改修に当たり、どのような方法が考えられるか
- 工事の見積もりをとったが、第三者の立場で意見が欲しいなど

■住宅耐震診断・建築相談会 (要予約)

住宅耐震診断・建築相談会を予約する際は、申込書の提出が必要になります。申込書は、市ホームページ、建築指導課窓口や各支所・連絡所にあります。右のコードからも予約手続きできます。



▲耐震診断



▲建築相談会

| 日程 | 場所 | 内容 |
|------------|-------|-------|
| 6月14日(火) | 教育委員会 | 耐震診断 |
| 7月12日(火) | | |
| 8月9日(火) | 市役所 | 建築相談会 |
| 10月13日(木) | 教育委員会 | 耐震診断 |
| 11月15日(火) | 市役所 | |
| 5年1月26日(木) | 教育委員会 | |
| 2月16日(木) | 市役所 | 建築相談会 |

※新型コロナウイルスの影響で中止等になる場合があります

木造耐震診断は最大6万円を補助します

■木造住宅耐震診断費補助

| | |
|------|----------------------------------|
| 対象 | 昭和56年5月31日以前に着工された2階建て以下の住宅・併用住宅 |
| 補助 | 耐震診断に要する費用の3分の2。1件につき6万円まで |
| 申請期間 | 5月16日(月)～12月23日(金) |

木造耐震改修は最大100万円を補助します

■木造住宅耐震改修費補助

| | |
|------|---|
| 対象 | ・昭和56年5月31日以前に着工された2階建て以下の住宅・併用住宅 ・耐震診断の結果、耐震補強が必要とされる住宅 |
| 補助 | 耐震改修に要する工事費用の5分の4。1件につき100万円まで |
| 申請期間 | 5月16日(月)～10月31日(月) |

耐震改修と同時のリフォームは最大30万円を補助します

■木造住宅リフォーム費補助

| | |
|------|---|
| 対象 | ・昭和56年5月31日以前に着工された2階建て以下の住宅・併用住宅 ・耐震診断の結果、耐震補強が必要とされる住宅 |
| 補助 | 耐震改修と併せて行うリフォームに要する費用の3分の1。1件につき30万円まで |
| 申請期間 | 5月16日(月)～10月31日(月) |

マンションの耐震診断を補助します

■マンション耐震診断費補助

| | |
|------|---|
| 対象 | 以下の全てに該当するマンション ・昭和56年5月31日以前に着工されたもの ・地上階数が3以上であり、延べ床面積が1,000㎡以上 ・鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄骨造である分譲マンション |
| 補助 | ▶予備診断 耐震診断に要する費用の3分の2。1件につき3万4,000円まで ▶本診断 耐震診断に要する費用の3分の2。1件につき上限4万円/戸、または120万円のいずれか低い額 |
| 抽選受付 | 5月16日(月)～6月30日(木)※申請が無い場合は、10月31日(月)まで申請を先着順で受け付けます。11月1日(火)以降は受け付けることはできません |

ブロック塀の撤去は最大10万円を補助します

■危険コンクリートブロック塀等撤去費補助

| | |
|------|---|
| 対象 | 道路に面している塀、または避難地に隣接する塀(避難地境界に接する部分に限る)で、事前相談による市の調査の結果、補助対象と判断されたもの |
| 補助 | 撤去工事にかかる費用の3分の2または撤去する面積に、1㎡当たり6,000円を乗じた額のうち少ない額。10万円まで |
| 申請期間 | 5月16日(月)～12月23日(金) |

▼会場 千葉西税務署(千葉市花見川区武石町1-520)
▼申し込み 申し込み期限までに千葉西税務署法人課税第一部
☎043(274)2111(代表)へ (市民税課)

| 開催日時 | 申し込み期限 |
|-------------------|----------|
| 5月27日(金)午後3時～4時 | 5月24日(火) |
| 6月14日(火)午後3時～4時 | 6月10日(金) |
| 6月24日(金)午前10時～11時 | 6月21日(火) |

■消費税の基本的な仕組みについて 各回定員15人。

| 開催日時 | 申し込み期限 |
|-------------------|----------|
| 5月27日(金)午前10時～11時 | 5月24日(火) |
| 6月14日(火)午前10時～11時 | 6月10日(金) |
| 6月24日(金)午後3時～4時 | 6月21日(火) |

■消費税インボイス制度の概要について 各回定員15人。

千葉西税務署が、事業者向けに消費税についての説明会を開催します。事前予約制。終了後には、個人事業者向けにスマートフォンからの登録申請手続きの説明をします。希望者はスマートフォンと事業主のマイナンバーカードをご持参ください。

消費税インボイス制度説明会

(コミュニティ推進課 ☎421-6718)

交付金の申請を希望する自治会は、コミュニティ推進課に相談してください。制度の詳細や申請方法などについては、ホームページをご覧ください。

市から自治会に対する支援制度として、「市民組織補助金制度」と「集会所施設管理運営補助金制度」がありました。3月31日をもって2つの制度は廃止し、新しく「市民組織交付金制度」で自治会に対する支援を実施していきます。市民組織交付金制度の対象や交付金額は次のとおりです。

▼交付対象 単位自治会 ▼交付金額 世帯数×440円+4000円

自治会に対する助成金制度の変更

示します。

▼日時 6月10日(金)～6月25日(土)の平日午前10時～午後7時、土・日午前9時～午後6時(月曜日は休館日) ▼会場 TRC八千代中央図書館 ▼問い合わせ 教育委員会指導課 ☎(481)0301

5年度に使う教科書を展示します

小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学級の教科書を展示します。